

## 20月齢以下牛のBSE自主検査の実施について

(経緯)

平成13年 9月21日 : 日本で最初のBSE牛発見

平成13年10月18日 : と畜場でのBSE全頭検査の開始

### 【牛海綿状脳症対策特別措置法関係】

(厚生労働省)・と畜場におけるBSEに係る検査の対象となる月齢を零月とする。

(農林水産省)・死亡した牛のBSEに係る検査の対象となる月齢を満24月とする。

平成16年 9月 9日 :

内閣府食品安全委員会が「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(中間とりまとめ)」通知

平成16年10月15日 :

内閣府食品安全委員会への食品健康影響評価の諮問 ※厚生労働省・農林水産省

### 【諮問内容】

- (1) と畜場におけるBSE検査について、検査対象となる牛の月齢の改正等
- (2) 特定危険部位(SRM)の除去の徹底
- (3) 飼料規制の実効性確保の強化
- (4) BSEに関する調査研究の一層の推進

平成17年 5月 6日 : 内閣府食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果

平成17年 7月 1日 :

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正について

### 【改正内容】

- (1) と畜場におけるBSEに係る検査の対象となる牛の月齢を規定する施行規則第1条を改正し、厚生労働省令で定める月齢を零月から21月とする。
- (2) 平成17年8月1日から施行すること。

### (食品安全委員会の食品健康影響評価結果 結論から引用)

- (1) BSE検査対象牛を全年齢から、21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛における蓄積度と食肉の汚染度を定性的・定量的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定され、人に対する食品健康影響(リスク)は、非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される。

(2) SRM（特定危険部位）除去は、我が国における人のvCJD（新変異型クロイツフェルトヤコブ病）リスクの低減に寄与する重要な対策である。

そのため、SRM管理に関する施策の遵守状況と適切なSRM汚染防止方法の実施状況を確認するため、と畜場における実態調査を定期的の実施することはリスク回避に有効である。

食肉のBSE汚染リスクをさらに低減させるために、ピッシングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある。

また、せき髄組織の飛散防止、と畜解体方法に関する衛生標準作業手順（SSOP）の遵守については、引き続き徹底することとし、SRM管理措置の有効性について検証していくことが重要である。

スタンニングについても、有効な代替技術が現状では見当たらないが、今後、有効な方法の導入について検討することが重要である。

(3) 輸入配混合飼料の原料について届け出がなされることは、牛がBSEプリオンに暴露されるリスクを低減するのに有効である。

また、飼料輸入業者、飼料製造業者、飼料販売業者、および牛飼育農家に対する検査・指導体制を強化することは、飼料規制の有効性を検証するために重要である。具体的な目標を設定し、できる限り早く達成する必要がある。

(4) 略

## (対応・課題)

(1) と畜場におけるBSEスクリーニング検査について、特別措置法施行規則の改正により、20月齢以下の検査対象外牛についても、当面検査を継続する。

(2) ・ピッシングの中止に向け、3年以内を目標とし、対応方針を検討する。

(平成17年9月30日までに厚生労働省へ対応方針報告)

※ピッシング中止指導の徹底について

(平成17年4月19日、食安監発第0419001号、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視完全課長通知)

・せき髄組織の飛散防止、と畜解体方法に関する衛生標準作業手順（SSOP）の遵守について徹底する。

・牛の枝肉について、高圧洗浄効果の検証を目的に、中枢神経系組織の細胞マーカーであるグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）の残留量調査を実施する。

※平成17年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査等について

(平成17年4月28日、食安監発第0428001号、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視完全課長通知)

食安発第0701001号  
平成17年7月1日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正について

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第110号）が本日公布され、これにより厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号。以下「施行規則」という。）の一部が平成17年8月1日に改正されることとなるので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。

## 記

### 第1 改正の趣旨

平成13年9月、国内において初めて牛海綿状脳症（BSE）の発生を確認した。厚生労働省としては、食用として処理されるすべての牛を対象としたBSE検査を全国一斉に開始するとともに、と畜場における牛の特定部位（頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄、回腸遠位部）の除去・焼却を法令上義務化した（平成13年10月18日施行）。これらの国内対策は、当時、①牛の月齢が必ずしも確認できなかったこと、②国内でBSE感染牛が初めて発見され、国民の間に強い不安があったこと等の状況を踏まえて対策を開始したものである。

平成16年9月には、食品安全委員会においてBSE国内対策に関する科学的な評価・検証の結果（別添1）がとりまとめられた。

厚生労働省及び農林水産省は、この評価・検証の結果を踏まえ、同年10月15日に国内対策の見直しについて食品安全委員会に諮問し（別添2）、本年5月6日、答申（別添3）を受けたところであり、これを踏まえて、と畜場におけるBSE検査の対象月齢の変更を行うものである。

## 第2 改正の内容

と畜場におけるBSEに係る検査の対象となる牛の月齢を規定する施行規則第1条を改正し、厚生労働省令で定める月齢を零月から21月とすること。

## 第3 施行期日

平成17年8月1日から施行すること。

## 第4 運用上の注意

- 1 BSE検査については、本日付けで通知する「牛海綿状脳症に関する検査の実施について」（平成17年7月1日付け食安発第0701004号当職通知）により改正された「牛海綿状脳症検査実施要領」に基づき適切に実施すること。
- 2 BSE検査の結果については、速やかに食肉検査支援システムを活用して報告すること。

食安発第0701002号  
平成17年7月1日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

### と畜場法施行規則の一部改正について

と畜場法施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第111号）が本日公布され、これによりと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号。以下「施行規則」という。）の一部が平成17年10月1日に改正されることとなるので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。

#### 記

##### 第1 改正の趣旨

今般、めん羊及び山羊に係る伝達性海綿状脳症の検査に迅速検査用キット（エライザ法）の導入が可能となったため、規則を改正し、都道府県知事が簡易な検査を実施する疾病として伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものにめん羊及び山羊を加えることによって、牛同様エライザ法によるスクリーニング検査を実施することとしたものである。

##### 第2 改正の内容

都道府県知事が簡易な検査を実施する疾病を規定する施行規則第13条を改正し、厚生労働省令で定める疾病にめん羊及び山羊を加えること。

##### 第3 施行期日

平成17年10月1日から施行すること。

##### 第4 運用上の注意

めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査については、平成17年10月1日までに別途通知する検査実施要領に基づき適切に実施すること。

# 血液検査法を開発

異常プリオン

米テキサス大

## BSE診断可能に

【ワシントン和田浩明】  
脳がスポンジ状に侵される難病、クロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)や牛海綿状脳症(BSE)の病原体「異常プリオン」を、血液中から検出する

【ワシントン和田浩明】  
ことを可能にする方法を、米テキサス大などの研究者が開発し、28日付の米医学誌「ネイチャー・メディシン」電子版に発表した。

を試験管内で1000万倍に増幅し、従来は事実上不可能だった生体からの検出を可能にした。実用化されれば、CJDやBSEの早期診断、治療や拡大抑制

につながらず、異常プリオンは主に脳などに蓄積するたんぱく質の一種で、正常プリオンに接触すると異常化させる。確実な検出にはこれまで、死後に脳の組織を採って検査するしかなかった。

同大医学部のクロード・イオ・ント教授(神経学)らは微量の異常プリオンに大量の正常プリオンを加えて培養した。すると両方のプリオンは固まりとなり、正常プリオンの一部が異常化した。この固まりに超音波を当ててばらばらにし、さらに培養を続ける「PMCA法」を何度も繰り返すことで、異常プリオンの量を増やして検出を可能にした。